

# 回 答 書

1. 事業者に対して、石狩市はもとより小樽市、札幌市においても住民に対する説明会を開催させるようお取り計らい下さい。

計画段階環境配慮書に係る説明会の開催については、関係法令の規定がないことから、事業者の判断によるものであることをご理解願います。

【担当：環境市民部環境保全課】

2. 事業者に対して電子縦覧用に公開している「配慮書」をダウンロード及び印刷可能にすることと、さらに、「配慮書」図書を希望する市民・団体に対して配布・送付に応じるようお取り計らい下さい。

配慮書のダウンロード及び印刷、さらに、希望する市民・団体等への配付・送付については、著作権者である事業者の判断によるものであることをご理解願います。

なお、環境省では、平成30年3月30日付けで「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、環政評発第1803305号）を発出し、環境影響評価法に規定される縦覧期間が終了した後についても、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしています。

これは、事業者が、環境省に許諾書を提出することにより、環境省ウェブサイトや環境省図書館で環境影響評価図書を公開するもので、許諾書において同意がなされた場合は、ウェブ上のファイル印刷・ダウンロードについても可能となります。この環境省通知により、利便性の向上が図られていくものと承知しております。

【担当：環境市民部環境保全課】